

パワハラ防止法のポイントをおさえ、
働きやすい職場づくりにいかす！

労務管理セミナー

管理職のための パワハラ防止セミナー

～法令施行に基づき、企業に義務化された防止対策の具体的内容～

岡崎商工会議所 人事研究会・就職情報室・中小企業相談所／岡崎市雇用対策協議会

2022年4月より、中小企業においても、「パワハラ防止法」(改正労働施策総合推進法)により相談窓口の設置など、職場におけるパワーハラスメントの防止対策が義務化されました。また、パワハラのみならず、セクハラ等対策も実効性を高めるよう、同時に強化されています。

ハラスメント問題の放置は、職場の雰囲気悪化させ、ひいては生産性の低下や、社員定着を阻む大きな要因となる他、損害賠償請求など企業責任を問われるリスクをはらみ、今後は、是正勧告、行政指導、社名公表などが避けられません。

本セミナーでは、ハラスメントに起因する企業の損失とはどのようなものが考えられるか、企業の法的責任、従業員個人の責任、ハラスメント裁判事例とともに、管理職、リーダー層がおさえておくべきポイントについて、昨今の事例を踏まえわかりやすく解説いただきます。

【日時】 令和4年5月13日(金) 13時30分～15時30分

【会場】 岡崎商工会議所 大ホール(1階)

【講師】 株式会社ビープロシード

取締役 コンサルティング事業部長 大森 勉 氏

メーカー、コンサルタント会社を経て、前職では(合)USJ
(ユニバーサル・スタジオ・ジャパン)本部人事部次長として、
リスク&コンプライアンス責任者を務める。



【内容】・パワハラ防止法で求められる企業の対応

- ・昨今のハラスメントの具体的事例
- ・ハラスメント防止に向けた具体的対策

定員:35名(申し込み先着順)

受講料:・岡崎商工会議所人事研究会会員・就職情報室登録企業、
岡崎市雇用対策協議会会員は、無料

- ・上記以外の岡崎商工会議所会員は、1名1,000円、
岡崎商工会議所非会員は、1名2,000円(キャンセル期限:5/9(月)17時まで)
申し込み後、5/9(月)17時以降キャンセルの場合は、受講料をご納入いただきます。

[申込フォーム](#)から
お申込みください。



※新型コロナウイルス感染拡大等の状況により、開催方法の変更や中止とさせていただく場合もございます。

岡崎商工会議所 人事研究会・就職情報室・中小企業相談所／岡崎市雇用対策協議会

連絡先 TEL:0564-53-6165 E-mail: fujiki@okazakicci.or.jp 担当: 藤木七海・箕浦桂子・市川優美子